

令和 6 年 度

広 川 町 水 防 計 画 書

八 女 郡 広 川 町

第1章 総則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、広川町における水防事務の調整およびその円滑な実施に必要な事項を規定し、町内の洪水に際し、水災を警戒防御するとともに、これによって起こる被害を最小限度に止め、公共の安全と秩序を保持することを目的とする。

第2章 水防組織

洪水等についての水防活動の必要があると認めたときからその危険が除去するまでの間、町に水防本部を置き、水防事務を処理する。水防本部の組織は次のとおりとする。

なお、災害対策本部を設置する場合は、その指揮下に入るものとする。

1 機 構

（1）広川町役場に「水防本部」を置き、その組織機構は次のとおりとする。

・ 本部長	町長
・ 副本部長	副町長、政策監、教育長
・ 統括指揮	企画課長
統括指揮補佐	防災担当係長
・ 総務財政班長	総務課長
副班長	議会事務局長
・ 町民班長	住民課長
・ 福祉班長	福祉課長
・ 水道・環境衛生班長	環境課長
・ 税務・経理班長	税務会計課長
・ 建設班長	建設課長
・ 産業班長	産業課長
・ 教育班長	子ども課長・生涯学習課長
・ 本部付	広川消防署長、消防団長

（2）各課員は水防本部組織により水防のための体制をとり、常時勤務するものとし、事務分掌をするものとする。（P2～）

●班の事務分掌

班の事務分掌については次のとおりとする。

班（班長）	平常時課名	事務分掌
統括指揮 企画課長 統括指揮補佐 防災担当係長		1 災害対策本部及び災害復旧・復興推進本部に関すること。 2 防災会議に関すること。 3 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 4 各班との連絡調整に関すること。 5 避難情報の発令に関すること。（第3配備体制参集後） 6 災害救助法の適用決定に関すること。 7 本部長、副本部長の秘書に関すること。 8 国・県への災害に係る要望、陳情に関すること。
総務財政班 班 長 総務課長 副班長 議会事務局長	企画課 総務課 議会事務局	1 統括指揮の補佐に関すること。 2 防災関係機関との情報の連絡調整及び協力要請に関すること。 3 自衛隊の派遣要請依頼等に関すること。 4 警察署との交通規制の相互連絡に関すること。 5 公共輸送機関との連絡調整に関すること。 6 自主防災組織・行政区との応援協力及び連絡調整に関すること。 7 住民等の避難に関すること。 8 被害状況調査・各種台帳の総括、県への報告に関すること。 9 無線の運用統制に関すること。 10 臨時ヘリポートの開設に関すること。 11 応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 12 災害時の交通安全対策に関すること。 13 災害救助法の適用に関すること。 14 災害用電話の確保及び臨時電話の架設に関すること。 15 職員の動員表の作成に関すること。 16 職員の公務災害補償等に関すること。 17 職員の動員・出勤状況の把握、給食、寝具に関すること。 18 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること。 19 災害視察者及び見舞者の応対に関すること。 20 災害関係の広報に関すること。 21 災害記録写真の撮影収集に関すること。 22 報道機関に対する情報提供及び連絡調整に関すること。 23 議会関係者に対する連絡調整に関すること。 24 町有財産の被害状況の把握に関すること。 25 庁舎等の被害状況調査及び応急・復旧対策、警備に関すること。 26 町営住宅等災害復旧資金利子補給に関すること。 27 災害関係予算に関すること。 28 緊急通行車両に関すること。（デマンド交通含む） 29 車両等の借上げ及び燃料の確保に関すること。 30 災害対策に伴う資機材の調達に関すること。 31 災害時の車両の管理及び配車に関すること。 32 災害復興計画策定に関すること。 33 災害時に関する協定書に基づく依頼に関すること。 34 庁内備品の貸出し及び管理に関すること。 35 その他、他の班に属しないこと。

班（班長）	平常時課名	事 務 分 掌
町民班 班 長 住民課長	住民課	1 被災者の所在の把握に関する事。 2 行方不明者及び遺体の捜索・検分等に関する事。（正） 3 霊柩車、葬祭具の運用に関する事。（正） 4 各種届け出、証明書発行等の窓口業務に関する事。 5 被災町民の各種相談に関する事。 6 庁舎訪問者の案内に関する事。 7 外国人被害状況調査及び被災者対策に関する事。 8 被災者に対する国民年金保険料の措置に関する事。 9 被保険者証の再交付に関する事。 10 国保被保険者への負担金一時免除に関する事。 11 避難所の支援に関する事。（副） 12 救援物資の受付・出納及び保管に関する事。（正） 13 医療機関及び薬剤師会等との連絡調整に関する事。 14 医療救護及び助産に関する事。 15 救護所の設置及び運営に関する事。 16 医療材料品等及び医薬品の調達に関する事。 17 医療救護チームの出動要請に関する事。 18 医療救護活動の全体把握及び報告並びに記録に関する事。 19 医療施設利用者の避難誘導に関する事。 20 医療施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。
福祉班 班 長 福祉課長	福祉課 被害調査時は、 税務経理班、 水道・環境衛生班との合同巡回	1 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 2 医薬品及び日用品等の支給に関する事。 3 輸送拠点の確保に関する事。 4 福祉施設利用者の避難誘導に関する事。 5 福祉施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 6 生活保護世帯の救助対策及び被害状況調査に関する事。 7 民生委員等への協力要請及び連絡調整に関する事。 8 障がい者、独居老人等の災害弱者の救助対策及び被災状況調査に関する事。 9 災害救助法適用後の統括に関する事。 10 被災者生活再建支援法適用後の統括に関する事。 11 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 12 義援金等の配分に関する事。 13 避難所の支援に関する事。（副） 14 行方不明者及び遺体の捜索検分等に関する事。（副） 15 霊柩車、葬祭具の運用に関する事。（副） 16 町災害見舞金等に関する事。

班（班長）	平常時課名	事 務 分 掌
水道・環境衛生班 班 長 環境課長	環境課 被 害 調 査 時 は、税務経理 班、福祉班 との合同巡回	1 災害発生時における環境対策に関する事。 2 被災地及び避難場所の廃棄物（ごみ）の状況及び処理に関する事。 3 し尿汲取り収集委託業者との連絡調整に関する事。 4 災害時のし尿汲取り料金の調整に関する事。 5 被災地及び避難所のし尿処理に関する事。 6 被災地及び避難所の防疫に関する事。 7 仮設トイレの設置に関する事。 8 所管する施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 9 被災地における清掃及び消毒に関する事。 10 所管する施設の管理及び警備に関する事。 11 塵芥収集委託業者との連絡調整に関する事。 12 災害時の廃棄物処理手数料の調整に関する事。 13 動物対策に関する事。 14 被災区域の伝染病予防に関する事。 15 水道関係機関との連絡調整に関する事。 16 水道関係施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 17 飲料水の確保に関する事。 18 水道使用料の措置に関する事。 19 応急資機材の調達、確保に関する事。 20 下水道関係機関との連絡調整に関する事。 21 下水道施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事。 22 下水道使用料の措置に関する事。
税務経理班 班 長 税務会計課長	税務会計課 被 害 調 査 時 は、福祉班、水 道・環境衛生 班との合同巡 回	1 被災者に関する減免措置等に関する事。 2 町税の納税証明に関する事。 3 固定資産の被災調査に関する事。 4 被害状況の調査に関する事。 5 り災証明書及び被災証明書に関する事。 6 災害経費の出納に関する事。 7 義援金及び見舞金の受け入れ（開設を含む）、保管、支給、礼状に関する事。

班（班長）	平常時課名	事 務 分 掌
建設班 班 長 建設課長	建設課	1 仮設道路等応急交通対策に関すること。 2 道路、橋りょう等の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 3 通行の禁止制限及び車両制限に関すること。 4 緊急輸送道路の確保に関すること。 5 交通安全施設の保全に関すること。 6 道路及び地域排水に関すること。 7 各種道路における障害物撤去指示に関すること。 8 土木資材確保に関すること。 9 水防に関すること。 10 河川に関すること。 11 がけ崩れ等の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 12 被災住宅の救援対策に関すること。 13 住宅に係る障害物の除去に関すること。 14 応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。 15 被災建物応急危険度判定の実施に関すること。 16 住宅の被害調査及び修理に関すること。 17 宅地の被害状況に関すること。 18 自衛隊の受け入れに関すること。 19 区画整理事業に係る対策に関すること。 20 公園等の施設保全に関すること。 21 公園・街路施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 22 公営住宅の応急修理及び復旧に関すること。 23 被災者の公営住宅への入居に関すること。
産業班 班 長 産業課長	産業課 農業委員会	1 農林水産及び畜産の被害状況調査並びに救援対策に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。 3 施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 4 災害応急用米穀の手配、運搬、供給に関すること。 5 農地の排水に関すること。 6 被災農家の指導に関すること。 7 営農資金融資等の相談に関すること。 8 農畜等の応急対策に関すること。 9 救援物資の受付・出納及び保管に関すること。（副） 10 炊出し設備の確保及び炊出しに関すること。 11 給食委託業者との連絡調整に関すること。（副） 12 避難所の支援に関すること。（正） 13 ダム管理に関すること。 14 町内企業等の被害状況の把握に関すること。 15 観光客等の避難対策に関すること。 16 商工業関係の被害状況調査及び救援対策に関すること。 17 観光施設の被害調査に関すること。

班（班長）	平常時課名	事 務 分 掌
教育班 班 長 子ども課長 生涯学習課長 副班長 子ども課参事	子ども課 生涯学習課	1 避難所の開設、運営に関すること。 2 被災者の把握に関すること。 3 学校教育施設の管理、警備への指導、指示に関すること。 4 学校教育施設の被災調査に関すること。 5 学校の保健衛生に関すること。 6 応急教育対策に関すること。 7 教科書及び学用品の配付対策に関すること。 8 教職員の動員、確保に関すること。 9 児童・生徒の避難監督に関すること。 10 被災時の応急的保育に関すること。 11 児童・生徒の被災状況調査及び報告に関すること。 12 被災学校の授業の応急措置に関すること。 13 社会教育施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 14 社会教育施設利用者の避難誘導に関すること。 15 文化財の保護、被害状況調査に関すること。 16 教育関係機関との連絡調整に関すること。（幼稚園含む） 17 給食委託業者との連絡調整に関すること。（正）
団体名		事 務 分 掌
八女消防本部 広川消防署 広 川 町 消 防 団		1 消防職団員の動員及び配置に関すること。 2 関係機関との連絡に関すること。 3 消防広報に関すること。 4 危険物施設の災害発生防止の指導に関すること。 5 火災防ぎょ対策及び指揮命令に関すること。 6 水害、火災等の災害の予防、警戒防ぎょに関すること。 7 危険区域の警戒及び被災箇所の確認に関すること。 8 避難の伝達及び誘導に関すること。 9 被災箇所の応急措置に関すること。 10 被災者の救助、救急に関すること。 11 消防用資機材の調達補給及び管理に関すること。 12 情報の収集及び命令等の伝達に関すること。 13 消防緊急通信指令施設、消防無線電話の運用及び通信統制に関すること。 14 消防施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。

※警戒本部設置時より、各班の事務分掌に基づき業務を遂行する。また、警戒本部廃止後も継続する業務については、各班で対応を行い、対応業務内容を企画課へ報告するものとする。

2 水防配置

(1) 配置体制

県及び気象庁から気象情報または警報の連絡を受け、必要と認めたときは下表の配置体制をとる。

本部長（町長）は、職員を通常勤務から水防非常配置への切替えを迅速確実に行うと共に、事態に即応して勤務者を適宜に交替させる等、長時間にわたる非常勤務活動の円滑且つ完璧を期するため、配置体制を次の4段階に分け実施する。

●配備基準（風水害等）

本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
災害警戒本部	風水害等 第1配備体制	○気象警報が発表され、暴風、降雨、河川の水位の状況により、警戒が必要になったとき	○災害情報の収集、伝達	第1配備要員 企画課、建設課 1名以上 産業課（ダム管理） 2名以上 管理職2名
	風水害等 第2配備体制	○比較的軽微な規模の災害が発生したとき ○局所的な災害が発生したとき ○広川町避難情報発令基準に基づき、河川の水位が「高齢者等避難」発令基準に達したとき	○災害情報の収集、伝達 ○災害の注意警戒 ○避難場所の開設	第2配備要員 （防災担当職員） （主な災害対策関係職員） 管理職2名
災害対策本部	第3配備体制	○全庁的な警戒体制が必要になったとき ○相当規模の災害が発生したとき ○災害の規模が相当に拡大する恐れのあるとき ○広川町避難情報発令基準に基づき、河川の水位が「避難指示」発令基準に達したとき	○局地的な応急対策活動 ○災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、避難場所の開設、災害広報等 ○避難場所の開設	第3配備要員 （職員の1/2）
	第4配備体制	○大規模の災害が発生したとき ○航空機事故など重大な事故が発生したとき	○町の組織及び機能の全てによる応急対策活動 ○避難場所の開設	第4配備要員 （全職員）

(2) 動員指令

災害応急対策を円滑に実施するため平常時において組織を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。なお、勤務時間外において、テレビ・ラジオ・情報（災害）配信メール・インターネット等により、前記の配備基準に定める事項に該当することを知った場合、又は推定されるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。また、その場合の参集場所は企画課とする。

●動員指令の系統

（電話・電子メール等を利用して行う。）

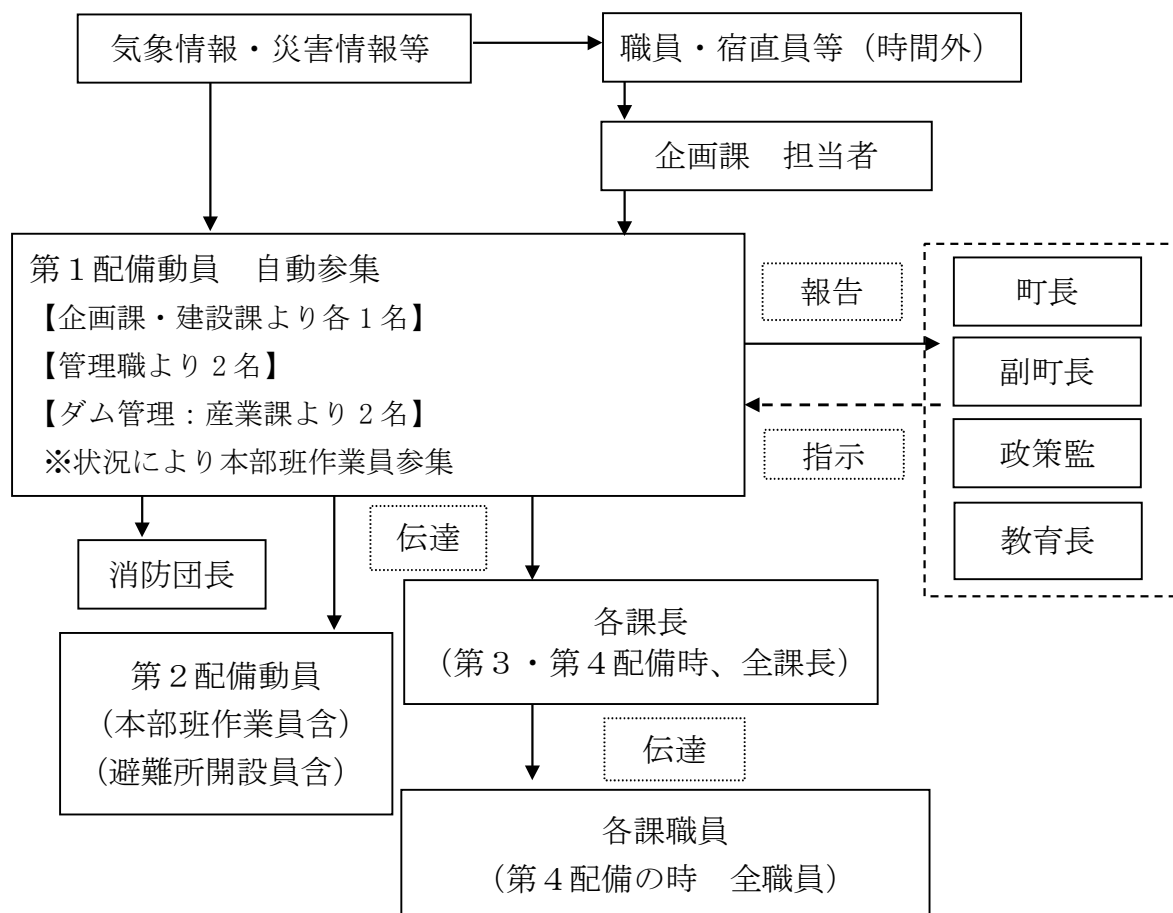
①勤務時間内

企画課長は、動員配備に係る気象情報、災害情報を入手したときは直ちに町長に報告をし、その指示により、関係各課長に動員配備指令を伝達する。関係各課長は、動員配備指令に基づき、動員配備にあたる。

②勤務時間外

第一配備要員は、警報等の動員配備に係る気象情報、災害情報を入手したときは直ちに自動参集し、町長に報告を行い、その指示により、関係各課長に動員配備指令を伝達する。関係各課長は、動員配備指令に基づき、動員配備にあたる。

宿直員は、動員配備に係る災害情報等を入手したときは直ちに企画課長、企画課担当者に報告する。宿直員から報告を受けた企画課長は、直ちに町長に報告を行い、その指示により、関係各課長に動員配備指令を伝達する。



(3) 参集の報告

参集した職員は、所属単位ごとに各班長を通じて、総務財政班に参集報告を行う。

各班長 → 総務財政班 → 統括指揮 → 本部長へ報告

避難所開設員 → 総務財政班 → 統括指揮 → 本部長へ報告

(4) 各配備体制における配備職員は次のとおりとする。

●災害時の配備体制表 ※参考に地震時の配備体制も記載

平常時の課名	災害警戒本部体制				災害対策本部体制	
	風水害等 第 1 配備	風水害等 第 2 配備	地 震 第 1 配備	地 震 第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備
企画課	○	○	○	○	※ 職員の約 1／2	全職員（別表 10 ～ 11 ページ）
総務課			○	○		
議会事務局			○	○		
建設課	○	○	○	○		
環境課		○	○	○		
産業課・農業委員会	○	○	○	○		
福祉課		○・◎	○・◎	○・◎		
住民課		◎	○・◎	○・◎		
税務会計課		○	○	○		
子ども課		○・◎	○・◎	○・◎		
生涯学習課		○・◎	○・◎	○・◎		
本部班作業員		○	○	○		
消防本部・消防署	※ 消防署の定める計画による。					

※① 配備職員名簿を作成し、出勤者を特定しておく。

※② 課長級職員、本部班作業員及び避難所開設員は、地震第1配備となる震度4の地震発生時より参集。

※③ 避難所開設担当課を「◎」にて表示。

※④ 風水害等第1配備・第2配備 管理職2名配置

※⑤ 会計年度任用職員は各所属長の指示により、避難所支援などの活動に従事する。

●避難所開設（風水害等第2配備体制より開設【初動体制】）

平常時の課名	指定緊急避難所	体制	
住民課	上広川小学校 和室	2名	災害警戒本部に集合し、 各用品受け取り後、開設 (全職員輪番配置)
福祉課	町民交流センター いこっと	2名	
子ども課	下広川小学校 和室	2名	
生涯学習課			

広川町水防本部事務分担表（第4配備体制）

（※災害の程度に応じ、班編成は変更することがある。）

本 部 長 町長
副 本 部 長 副町長・政策監・教育長
総 括 指 揮 企画課長
水 防 班 指 揮 各課（局・次）長

【活動班】

【表内(※)…消防団】

班	班長および配車	班 員		担当区
1	野田 利昭 総務課 軽バン	本多 弘和	早田 隆人※ 野上 奈央※	小椎尾、逆セ谷
2	山下 亮一 企画課 軽バン	権藤 佳克	原野 昌文 野中 洋太	梯、鬼ノ渕 馬場、内田
3	那須 大輔※ 福祉課 軽バン①	古賀 亘※	井上 安奈 藤好 美羽※	草場、一応 六田、吉常
4	古賀 清亮 産業課 軽バン①	田中 文昭	丸山 英明 中村 早苗	長延上、下
5	丸山 敏弘 環境課 軽バン①	松尾 博和	比嘉 聡太 福井 友希	太原、高間、 清楽、清楽茶屋
6	野中 陽 福祉課 軽バン②	郷田 貴啓	稲員 梓	久泉、増永、扇島
7	山崎 雅州 産業課 軽バン②	青木 宏明	大石 大喜 藤原 安奈	太田、吉里
8	野村 康一郎 イグニス	永松 宜祐※	堀田 拓哉 石橋 花菜	川瀬、長徳、古賀、牟礼茶屋
9	末安 成行 税務会計課 軽バン	飛松 将馬	堀江 玲実	北新代、川瀬北、緑ヶ丘
10	野田 比呂 環境課 軽バン②	長 侑毅	行徳 志麻	牟礼、当条
11	山村 広治 生涯学習課 軽バン	乙丸 晃※	牧原 冬真※ 塩足 日向	智徳、一條、藤田
12	田代 和之※ 子ども課 軽バン	船津 涼	尾崎 源太郎 中島 孝	避難所となる小中学校等 教育施設の確認

【本部班作業員】

第2配備体制以降時に召集

【表内(※)…消防団】

班	班長	班員		担当
1	鬼塚 慧※	津山 駿悟※	中村 隼人	町内全域 活動班の情報等を 基に本部班と初期 対応を行う
2	丸山 和久※	野田 誠也※	尾花 祥	
3	宮崎 義大※	黒石 唯人※	森山 憲人※	

【1.2tトラック1台、軽トラック2台、軽ダンプ1台等】

【救護・避難班】

班	班 長	班 員		内 容
13	野中 美智子	富士原 真紀	本田 綾	救護・避難所等の活動
		森 芳織	品川 三奈子	
		隈本 温子		
14	栗原 郁江	井上 コズエ	跡部 貴美子	
		古賀 志織	溝口 佳乃子	
		谷口 紗耶香		
15	野方 由紀子	光本 恭子	西岡 有希	
		城野 千保		
16	丸山 登与香	砥上 紋子	古賀 智亜梨	
		白石 成美	坂本 幸枝	
17	末次 亜沙子	氷室 夕紀	鬼塚 沙織	
		月足 朱里	井手 若菜	

【本部班】

【表内(※)…消防団】

課	業務	班長等	班 員	
企 画 課	情報収集・発信	正〉大久保 慶一 副〉黒田 康裕※	川口 遼太	渡辺 拓也
			野中 佑樹※	原野 陽花
総 務 課	庶 務 総 括 人 員 配 置 等	正) 松本 尚 副) 深川 絵美 副) 猪口 和博※ 副) 古山 真希	荒木 秀美	綾戸 淳一※
			甲斐 あかり	藤島 達也
建 設 課	災 害 現 場 確 認 水 防 活 動 指 導	正) 丸山 勝記 副) 樋口 信吾	山口 哲生	近藤 拳斗※
			丸山 洋介	大石 翔太
			田中 宏明※	四ヶ所 陸也※
			田中 皓大※	古川 翔太
産 業 課	ダ ム 管 理 係 水 防 活 動 指 導	正) 梶原 弘章 副) 大塚 雅隆	川村 亮二	小野 弘人※
			梶原 脩慈※	江原 俊亮
防災無線従事者		(野田 利昭)	(野田 比呂)	(古賀 清亮)
			(山下 亮一)	(砥上 俊弘)
			(権藤 佳克)	(丸山 和久)

- ※1 大規模災害時には本部長の指示に従い避難所支援などの活動に従事する。
- ※2 防災無線従事者は、兼任であり本部長の指示のもと無線従事者として従事する。
- ※3 消防団入団職員への指示系統は、本部長優先とする。
- ※4 水防活動中は、企画課貸与カップ及びヘルメットを着用する事。
- ※5 救護・避難班は、ベスト着用し従事する。(名札入れ)
- ※6 会計年度任用職員は各所属長の指示により、避難所支援などの活動に従事する。

(5) 活 動

①準備活動

県及び気象庁から気象情報または警報の連絡を受け、必要と認めたときは、第1配備体制に入り「福岡県防災情報通信ネットワーク」、「福岡県河川防災情報」等による降雨状況・雨域の移動等情報を確認し、迅速な水防活動に資するためその情報の収集に努め、次の活動を行う。

ア ダム事務所及び水位観測所の観測資料の収集

イ 八女県土整備事務所及び関係機関との情報連絡

ウ 状況により、防災行政無線・情報発信メールを利用し住民へ情報伝達

エ 災害発生予想箇所等の情報収集

②非常活動

事態に応じた活動を行うため、各水防班を配置につけ、直ちに県災害対策本部（総務部防災危機管理局）及び八女地方本部（筑後農林事務所長・八女県土整備事務所長）に報告するとともに、区域内の監視及び警戒を厳重にし、特に、重要水防箇所等を中心に巡視を行い、異常を発見した場合は、八女地方本部に報告し、水防活動を開始する。

○監視の重点事項

- ・外堤の漏水又は飽水による亀裂及び決壊
- ・内堤で水当たりの強い場所の亀裂及び決壊
- ・天端の亀裂又は沈下
- ・堤防の水、桶管の両端又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ・橋梁その他河川と工作物と堤防との取付部の異状
- ・河川の流木

③勤務時間外に災害が発生した場合の緊急連絡体系図別表（P 3 5）による。

(6) 水防団（消防団）の配置

水位が水防団待機水位に達したとき、水防団及び消防機関を待機させるものとする。また、はん濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、防災行政無線等により住民へ周知を図るとともに、必要に応じて出動その他の処置をとらせるものとする。

(7) 水防体制の解除

水位がはん濫注意水位以下に減じ、水防非常事態の必要がなくなった場合、水防管理者（本部長）・副本部長及び統括指揮等の協議のうえ水防体制を解除するとともに、八女地方本部長を通じ知事に報告する。

3 応援要請

(1) 出動応援

水防法第17条及び第23条に基づき水防管理者は、緊急の必要があるときは他の水防管理者・広川町消防団長・八女消防本部消防長に対して出動及び応援を求めることが出来る。なお、隣接する水防管理団体と予め応援等水防事務に関し相互協定し、非常体制の準備を整えておくものとする。

(2) 自衛隊への出動要請

①出動要請は知事とする。ただし、特に緊急な場合は、町長が最寄りの部隊あて連絡後知事に要請手続きを行う。

②要請方法は、まず最も早い方法（電話等）で県（防災危機管理局）へ要請し、事後、依頼文書を提出する。

③派遣要請部隊は、陸上自衛隊 久留米駐屯地 西部方面混成団
TEL0942-43-5391 内線 321 平日時間内
内線 302 土日・祝日・平日時間外

④出動要請書の記載事項

- イ 災害状況及び派遣を要する事由
- ロ 派遣を必要とする期間
- ハ 派遣を希望する人員等の概要
- ニ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ホ その他参考となる事項

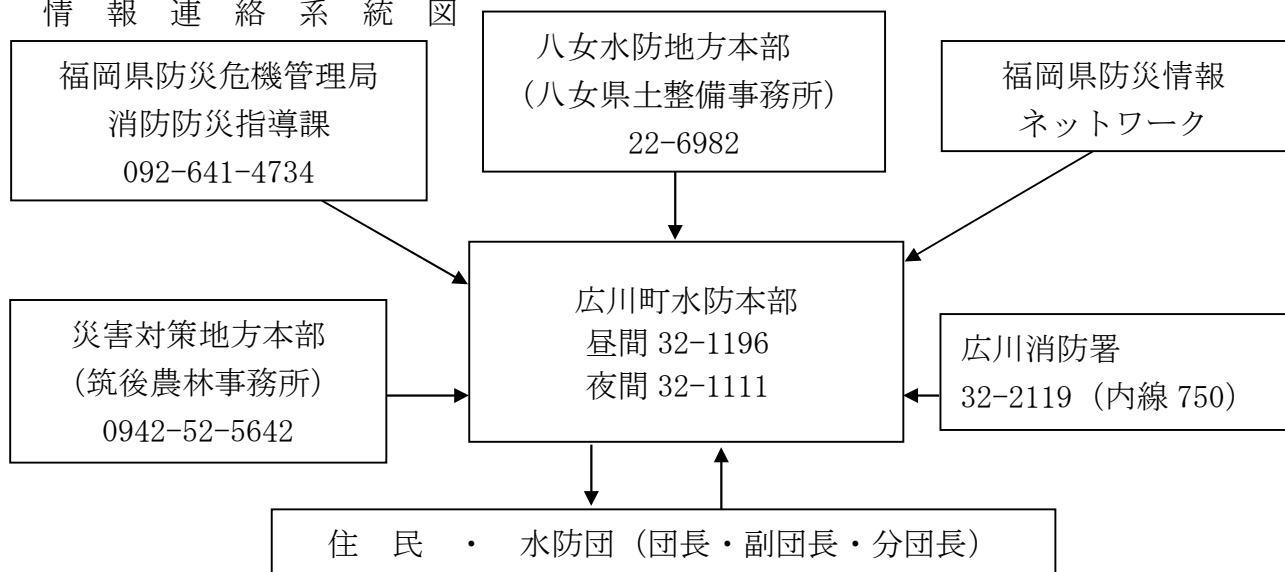
※自衛隊OBの方が自衛隊における災害情報収集の地域担当になってあるので、そちらにも情報提供する。

陸上自衛隊第4師団長より災害情報官へ R4. 10. 24 委嘱
隊友会 筑後地区理事 竹下 英治 氏

第3章 通信連絡・水位並びに雨量の通報

1 通信連絡 広川町水防本部を中心とした水防通信は下記による。

情報連絡系統図



2 水位及び雨量観測並びに通報

(1) 水位観測・通報

水防本部に対し、はん濫注意水位を越えた時から通報を始め、はん濫注意水位が下がるまで毎時観測を行い、防災無線又は電話により通報する。

【通信指定推移観測所】

※平成28年2月水位変更

河川名	観測所名	種別	所在地	観測人	電 話	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん濫 危険 水位
広 川	智徳橋	テレメーター	智徳	県土整備 事務所職員	22-6982	1.85	2.10	2.50	3.00

福岡県が長延川ふれあい橋（いこつと～はなやぎの里間）に危機管理型水位計を設置、はん濫危険水位等の設定がないため、災害警戒本部設置時より情報収集・記録を行う。

(2) 雨量観測・通報

水位と同様に、短時間に相当の降雨があると認められる場合通報する。

観測所名	種 別	担当者	電 話
広川ダム事務所	常 時	ダム管理従事者	32-0085

なお、役場無線室内においても、データを確認する。

広川ダム雨量情報 0943-32-0646 でも雨量等確認ができる。

(3) 決壊等の通報

堤防等の決壊又はこれに準ずる危険な事態が発生した場合は、法第25条の規定により直ちにその旨を八女県土整備事務所及びはん濫の恐れのある隣接水防管理団体へ連絡通報する。

第4章 重要水防箇所

河川および溜め池

箇所番号	箇所名	種類	位置	予想される事態	罹災履歴
A-1	大字藤田 藤田区	河川	広川 藤原橋上流 左岸 L=250m, 右岸 L=250m	増水により溢水し、民家4戸、田5haが浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	R 1.8 床上1
A-2	大字広川 智徳区	河川	広川下広川保育園跡地前 上下流 右岸 50m	増水により溢水し、県道、保育所が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	なし
A-3	大字広川 智徳区	河川	広川 下広川橋上流 左岸 L=400m, 右岸 L=400m	増水により溢水し、民家20戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H24.7 床上2 床下3 R1.8 床上5 床下5 R5.7 中規模半壊2 半壊17 床下1
A-4	大字広川 当条区	河川	広川 五の家橋下流 左岸 L=600m, 右岸 L=270m	増水により溢水し、民家5戸、田10haが浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H21.7 床下1
A-5	大字太田 ・新代 太田・吉里区	河川	広川本井手井堰付近 右岸 L=100m	増水により溢水し、民家8戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H24.7 床下5 R5.7 中規模半壊2 床上1 床下5
A-6	大字太田 太田区	河川	広川 東太田橋上流 右岸 L=100m	増水により溢水し、民家6戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H24.7 床上1 床下3 R 1.8 床下1 R5.7 中規模半壊2 半壊1 準半壊1 床下1
A-7	大字水原 一応区	河川	広川 一応井堰上流 右岸 L=50m	増水により溢水し、民家2戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H24.7、R1.8 R5.7
A-8	大字新代 吉里区	河川	長延川 吉里橋上下流 左岸 L=50m, 右岸 L=100m	増水により溢水し、民家5戸、田1haが浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	R 1.8 床下3
A-9	大字新代 長徳区	河川	長延川 富安橋下流 右岸 L=120m	増水により溢水し、民家5戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H21.7 床下5 R 1.8 全壊3 床上1 床下2 R5.7 床下1

箇所 番号	箇所名	種 類	位置	予想される事態	罹災履歴
A-10	大字久泉 久泉区	河 川	長延川 本川原橋下流 右岸 L=150m	増水により溢水し、民家 4 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H21.7 床上 1 床下 10 R5.7 準半壊 1 床上 1 床下 1
A-11	大字新代 古賀区	河 川	長延川 古賀橋上流 左岸 L=100m	増水により溢水し、民家 5 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H21.7 床下 5 R 1.8 床上 1 床下 6 R5.7 半壊 1 床上 1 床下 1
A-12	大字長延 長延区	河 川	東福寺川 前後橋上流 右岸 L=100m	増水により溢水し、民家 3 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H21.7 床下 2 R 1.8 床上 2 R5.7 準半壊 1 床下 7
A-13	大字太田 太田区	河 川	広川 東太田橋下流 左岸 L=50m	増水により溢水し、民家 3 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H21.7 床下 2 H24.7 床上 1 床下 1 R 1.8 床上 1 床下 2
A-14	大字太田 太田区	河 川	広川中川原井堰付近 左岸 L=100m	増水により溢水し、民家 3 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H24.7 床上 1 R1. 8 床下 1 R5.7 準半壊 1
A-15	大字水原 鬼ノ渚区	溜 池	小豆洗溜池	増水により、溢水及び堤防決壊の恐れが ある。民家 16 戸が浸水する恐れがある。	なし

河川・水路からの溢水による冠水

箇所 番号	箇所名	種 類	位置	予想される事態	罹災履歴
A-21	大字太田 太田地区	河 川	広川 新井手井堰からの水 路 左岸 L=100m	増水により溢水し、民家 8 戸が浸水す る恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H24.7 床下 5 R5.7 半壊 4 準半壊 1 床下 2
A-22	大字久泉 久泉地区	河 川	長延川本川原橋上流水路 右岸 L=200m	増水により溢水し、民家 3 戸が浸水す る恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H24.7 床下 2 R1.8 床下 2 R5.7 半壊 1 床上 1 床下 1

急傾斜地危険箇所

箇所 番号	箇所名	地 形			人家 (戸)	公共建物		公共施設	
		長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数・ 長さ
B-1	梯(1)	290	35	20	13	寺	1	県道	150m
B-2	梯(2)	230	35	40	7	集落 センター	1	県道 河川	200m 215m
B-3	小椎尾(谷)	200	35	30	14			町道	200m
B-4	智徳	150	35	20	0	学校	1		
B-5	当条(a)	190	45	15	12			県道	60m
B-6	清楽茶屋	95	80	12	6			町道	70m
B-7	吉常(a)	115	50	18	10			町道	70m
B-8	内田(a)	270	60	10	13	公民館	1		
B-9	内田(b)	190	40	10	9			町道	55m
B-10	馬場(a)	100	33	26	7			県道	105m
B-11	逆瀬谷(b)	90	45	20	5			町道	60m
B-12	鬼ノ淵(a)	160	40	30	11			河川	60m
B-13	鬼ノ淵(b)	120	40	40	3	公民館	1		
B-14	鬼ノ淵(C)	210	45	15	11				
B-15	鬼ノ淵(d)	240	40	20	13				
B-16	鬼ノ淵(e)	170	35	30	6			県道	90m
B-17	梯(a)	130	35	20	7			町道	130m
B-18	梯(b)	150	42	52	5			町道	60m
B-19	梯③	150	30	30	5			河川	40m
B-20	逆瀬谷②	80	30	60	9				
B-21	小椎尾②	333	32	160	23	集会所		町道	370m
B-22	長延①	90	40	20	8				
B-23	長延②	43	50	28	3			町道	55m

土石流危険溪流

溪 流 番号	河川名	区名	保全対象		災害の有無
			人家 個数	公共施設等	
C-1	広川	鬼ノ淵	16	町道	
C-2	広川	梯	8	町道	
C-3	広川	梯	10	県道、聞信寺	
C-4	広川	梯	2	康熙院	
C-5	広川	小椎尾	12	町道、小椎尾集会所	
C-6	広川	小椎尾	25	町道、小椎尾集会所	
C-7	広川	小椎尾	25		
C-8	広川	小椎尾	10	町道、県道湯の原合川線	

溪流 番号	河川名	区名	保全対象		災害の有無
			人家 個数	公共施設等	
C-9	広川	逆瀬谷	8	町道、逆瀬谷集会所	
C-10	広川	逆瀬谷	7	町道	有 S54
C-11	広川	逆瀬谷	6	町道	
C-12	広川	鬼ノ瀧	8	町道、県道	
C-13	広川	鬼ノ瀧	18	県道	
C-14	広川	鬼ノ瀧	8	鬼ノ瀧公民館、県道	
C-15	広川	鬼ノ瀧	9	町道、県道	
C-16	広川	鬼ノ瀧	9	町道、県道	
C-17	広川	馬場	5	県道	
C-18	広川	馬場	7	県道、願正寺	
C-19	広川	内田	11	県道	
C-20	広川	吉常	5	町道	
C-21	広川	長延下	6	町道	
C-22	広川	長延下	10	町道、長福寺	
C-23	広川	梯	0	県道	

地すべり危険箇所

区域名	区域名	地形・地質			区域内の保全対策			災害の有 無
		面積 (h)	勾配 (度)	基礎岩	人家 戸数	公共道路	延長	
D-1	逆瀬谷	25.3	26	結晶片岩	46	町道	2420	有 R5
D-2	梯	24.3	24	緑色片岩	39	県道 町道	1530 400	有 H24、R3
D-3	十三川原	34.6	19	結晶片岩	44	県道 町道	2270 650	
D-4	鬼ノ瀧	14.5	21	泥質片岩	28	県道 町道	760 450	
D-5	梯	3.9	26	緑色片岩	13	県道	320	

砂防指定地箇所

番号	溪流名	住所	告示年月日	告示番号	面積 (ha)	指定方法
1	小椎尾川	広川町大字小椎尾	S29. 7. 16	1266	1.77	線・標柱
2	逆瀬谷川	広川町大字水原	S40. 9. 14	2686	0.89	線
3	尾山谷川	広川町大字長延	S40. 9. 14	2686	1.87	線
4	城尾屋谷川	広川町大字水原	H26. 2. 21	139	2.19	標柱
5	城尾屋谷川	広川町大字水原	H28. 3. 31	547	0.89	標柱

「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（昭和 12 年法律第 52 号）及び国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査の実施及び関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として、福岡県が指定する。

広川町では、平成 26 年 2 月 14 日福岡県告示第 98 号にて上記警戒区域の指定がなされた。

「土砂災害警戒区域」

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域。

広川町域 125ヶ所

「土砂災害特別警戒区域」

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域。

広川町域 120ヶ所

区域詳細図については、別冊で企画課・建設課にて保管し、窓口にて閲覧可能。
また、浸水想定区域と土砂災害警戒区域のハザードマップを令和 2 年 3 月に更新作成し、全戸配布。今後は区域の見直しまたは 5 年を目途に更新。

第5章 水防資材

町内水防区域を調査し、水防活動が十分行うことができるよう、水防倉庫等に十分な水防資材を備蓄するものとする。

備蓄している資材等（備蓄場所：資機材倉庫）※主な資機材記載

品名	数量	品名	数量	品名	数量
カケヤ	27 本	ハンマー	3 本	鉄線	18 kg
スコップ	36 本	ナタ	2 本	トラロープ	50 m
オノ	4 本	土のう袋	800 袋	ビニールひも	5 巻
ノコ	2 本	ブルーシート	5 枚	燃料携行缶	4 個
ツルハシ	10 本	杭	10 本		

備蓄している資材等（備蓄場所：高台倉庫）

保存用飲料水	8,448 本	杭	400 本	マスク	27,000 枚
一輪車	2 台	ハンマー	2 本	避難所用マット	160 枚
毛布	90 枚	テント	2 張り	手袋	4,000 個
ガウン	200 枚	アルミブランケット	41 枚		

防災倉庫備蓄用品（カギは企画課、各小学校で保管）

	上広川小学校	中広川小学校	下広川小学校	資機材倉庫
災害用毛布	100 枚	100 枚	100 枚	200 枚
保存用飲料水	600 本	936 本	480 本	—
救急箱	0 箱	1 箱	1 箱	1 箱
ハロゲン投光器	1 器	1 器	1 器	2 器
殺虫剤・ノーマット	5 本・8 個	5 本・9 個	5 本・8 個	—
ゴム手袋	45 双	45 双	45 双	—
発電機	1 台	—	—	1 台
コードリール	1 個	—	—	3 個

	産業展示会館	古墳公園資料館	各防災倉庫に、 非常用水を保管 (手洗い・トイレ用)
災害用毛布	20 枚	20 枚	
保存用飲料水	360 本	144 本	
救急箱	—	—	
ハロゲン投光器	—	—	
殺虫剤・ノーマット	3 本・7 個	—	
ゴム手袋	20 双	—	
発電機	1 台	—	
コードリール	1 個	1 個	

備蓄してる資材等（備蓄場所：第2分団防災拠点施設）

土のう袋	5,000 袋	杭	10 本	ブルーシート	15 枚
------	---------	---	------	--------	------

備蓄している資材等（備蓄場所：第4分団防災拠点施設）

土のう袋	16,000 袋	杭	200 本	ブルーシート	34 枚
カケヤ	5 本	スコップ	6 本	ビニールひも等	5 巻

備蓄している資材等（備蓄場所：旧4分団詰所）

簡易トイレ	約4万回分	かまど	1 台	ベット	10 台
-------	-------	-----	-----	-----	------

毛布等の保管

品名	旧4分団詰所	はなやぎの里3階西倉庫
毛布	5 5 枚 (S)・6 枚 (w)	1 1 8 枚 (S)・4 枚 (w)
毛布薄手	4 0 枚	1 3 枚
敷毛布	1 4 枚	4 枚
肌布団	1 1 枚	
ひざかけ		7 枚
ベットマット	4 0 枚	
計	1 2 6 枚	1 4 6 枚

分団詰所等に備蓄している資材（令和5年度末現在）

分団	バリケード	分団	バリケード
1 分団	6 個	4 分団	25 個
2 分団	6 個	5 分団	16 個
3 分団	12 個	6 分団	25 個

行政区施設に備蓄している資材（令和5年度末現在）

行政区	土のう袋	バリケード	保管場所	行政区	土のう袋	バリケード	保管場所
小椎尾	100 袋	11 個	元共同浴場	増永	50 袋	5 個	区倉庫
逆瀬谷	50 袋	3 個	元共同浴場	扇島	200 袋	0 個	公民館
梯	100 袋	8 個	分別収集小屋	太田	200 袋	15 個	4 分団倉庫
鬼ノ渕	100 袋	8 個	公民館	吉里	350 袋	10 個	公民館
馬場	50 袋	8 個	公民館	川瀬	100 袋	10 個	公民館
内田	100 袋	8 個	内田南倉庫	長徳	100 袋	10 個	防災倉庫
草場	50 袋	8 個	防火倉庫	古賀	100 袋	0 個	防災倉庫
一応	50 袋	20 個	防火倉庫	牟礼茶屋	50 袋	0 個	倉庫（公民館）
吉常	200 袋	8 個	公民館	川瀬北	200 袋	10 個	倉庫（旧水槽）
六田	100 袋	0 個	公民館倉庫	緑ヶ丘	50 袋	0 個	公民館倉庫
長延	100 袋	8 個	元消防倉庫東	北新代	50 袋	5 個	公民館
太原	200 袋	5 個	公民館	牟礼	100 袋	10 個	公民館
高間	100 袋	5 個	公民館	当条	200 袋	15 個	公民館
清楽茶屋	100 袋	8 個	公民館倉庫	智徳	100 袋	3 個	公民館
清楽	200 袋	8 個	公民館	一條	150 袋	15 個	公民館
久泉	100 袋	5 個	ポンプ倉庫	藤田	50 袋	15 個	公民館

行政区保管防災備品一覧表（令和6年度現在）

	ヘルメット	防滴型メガホン	LED誘導灯	防災用ベスト	反射用ベスト	防雨ライト	伸縮担架	車椅子	避難背負ベルト	警笛	ロープ	投光機	発電機	コードリール	リヤカー	防水シート	救急用品	炊出セット	AED	防災倉庫
小椎尾													1	1					1	
逆瀬谷						1							1						1	
梯													2	2					1	
鬼ノ淵		1													1	20				
馬場		1	4								1	1	1	1						
内田	8	1	5	3	7	3	1	1				2	1						1	
草場	7	1		7	7	7	1					2	1							1
一応	18	1	5		30	12	2			1	4	2	1	2	2	2	2			1
吉常	24	1	1	2	19	5		1			5	1	1	2		10			1	1
六田			2		20	10							1	1	2	1				1
長延	19	2	19	10	23	8	1				2					20	2		1	
太原	20	2	12	17		5	1			1		2	1		1	1				1
高間	10	1	5			5	1	1		3	2	2	1	1	1		1			1
清楽茶屋	5				10	5		1				2	1					1		
清楽	6		5	5	10		1						2	1	1	10	2			3
久泉		5					2						3						1	
増永		1	9					1			1	3	1							1
扇島	10	2	10	6		10	1	1	2		2					4			1	
太田	20	1	3			3	1	1			1					1	1		1	
吉里	5	8	8		12	8	1			2	1	2		2	1	7				1
川瀬	18	3	10		10	10	2	1			1	1	1	1		1	1		1	
長徳	20	3	5		20	10	1	1	1		1									1
古賀	10	2	10			4	1					3	1		2					1
牟礼茶屋	18		5	25								2			1	2				
川瀬北	28	3	11				3					2			3					
緑ヶ丘	6	1	6	4	20	5	1			2		1	1			2	2		1	
北新代	48	4	5	5	5	5	20	1			1	2	2	1	2	3	2	10		1
牟礼	5	1	5	1	10	5		1					1		1			2		1
当条	16		2	8	10	2						2	1							
智徳	9	2		9		5						2	1							
一條	10	2	5		30	2	1				1	2	1	1	1	4	1	1		
藤田	5	1	10		17	2	1													
合計	345	50	162	102	264	132	43	11	3	9	20	36	28	16	19	85	14	14	11	14

行政区公民館に備蓄している非常食（令和５年度末現在）

行政区名	保存水 500ml (本)	保存水 2L (本)	米飯 (個)	カレー (個)	ビスケット 15 枚 (個)	栄養羹 (個)
小椎尾	24	18	144	150	240	120
逆瀬谷	48	18	144	150	240	120
梯	48	18	180	150	240	120
鬼ノ沢	72	18	288	150	360	120
馬場	48	18	144	150	240	120
内田	96	18	432	150	480	120
草場	72	18	288	150	240	120
一応	48	18	288	150	240	120
吉常	312	18	1,260	180	1,320	120
六田	96	18	432	150	480	120
長延	288	18	1,008	240	1,260	120
太原	216	18	792	150	900	120
高間	72	18	288	150	240	120
清楽茶屋	48	18	144	150	240	120
清楽	96	18	432	150	480	120
久泉	504	18	2,088	150	2,160	120
増永	120	18	432	150	480	120
扇島	168	18	720	150	720	120
太田	312	18	1,298	150	1,440	120
吉里	120	18	432	150	480	120
川瀬	312	18	2,088	150	2,100	120
長徳	144	18	576	150	600	120
古賀	216	18	792	150	900	120
牟礼茶屋	72	18	288	150	240	120
川瀬北	168	18	612	150	660	120
緑ヶ丘	120	18	540	150	480	120
北新代	192	18	756	150	780	120
牟礼	168	18	720	150	720	120
当条	192	18	972	150	960	120
智徳	192	18	792	150	840	120
一條	336	18	1,476	150	1,440	120
藤田	192	18	864	150	960	120
計	5,112	612	21,524	4,920	23,160	3,840

○平成 27 年より自主避難所となる各公民館に、5 年間保存可能な非常食(全町民 1 食分)を備蓄。

毎年追加購入し、賞味期限到来分は各行政区の自主防災組織訓練で活用。

【参考】

○「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月福岡県）で想定する水縄断層
北東下部を震源としたマグニチュード 7.2 の地震では、本町での最大避難者数について
は、1,058 名と想定。

第6章 水防団活動等

1 水防団（消防団）の活動

水防団（消防団）は洪水等に際し、水害等を警戒し及びこれによる被害を軽減するため、出動要請等を受けたときから洪水等による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

2 水防巡視・警戒

水防団長（消防団長）は、法第30条の規定に基づく県知事の指示、本部長からの指示又は要請を受けたとき又は自ら出動の必要があると認めたときは、直ちに関係の分団長に通知し、巡視を行うよう指示するものとする。また河川水位がはん濫注意水位に達した旨の報告を受けたときは、さらに必要な団員を招集し警戒、水防活動に当たらせるものとする。

各分団の水防受け持ち区域

分 団 名	区 域	河 川 名
第1分団	小椎尾・逆瀬谷・梯・鬼ノ淵・馬場・内田・草場	広川
第2分団	一応・吉常・六田・久泉・増永・扇島	広川・長延川
第3分団	長延上・長延下・太原・高間・清楽茶屋・清楽	長延川・高間川
第4分団	太田・吉里・牟礼	広川・長延川
第5分団	当条・智徳・一條・藤田	広川・高間川
第6分団	川瀬・長徳・古賀・川瀬北・緑ヶ丘・北新代・牟礼茶屋	広川・長延川・高間川

警戒巡視員・避難誘導員・避難所

警戒巡視員 (代表者：消防団部長 名)	避難誘導員 (代表者:分団長名)	災害危険箇所 対 象 番 号	避 難 所
3 部部長 野中 新平	1 分団長 中村 紘大	B1～3、B11、B17～21、 C2～11、23、D1～3、D5	緊急指定避難所 兼指定避難所 ・産業展示会館 ・古墳公園資料館 ・町民交流センター ・上広川小学校 ・中広川小学校 ・広川中学校 指定避難所 ・保健福祉センター ・下広川小学校 自主避難所 ・各行政区公民館
4 部部長 野中 佑樹		A15、B12～16、C1、 C12～17、D4	
5 部部長 橋詰 久生		B8～10、C18～19	
6 部部長 栗原 浩平	2 分団長 馬場 貴規	A7	
7 部部長 古賀 亘		B7、C20	
8 部部長 平島 将聖		A10、A22	
9 部部長 大橋 秀秋			
10 部部長 渡邊 彰仁			
11 部部長 立山 善章	3 分団長 山下 浩孝	A12、B22、C21～22	
12 部部長 小川 聡志		B6、B23	
13 部部長 村山 竜一			
17 部部長 青木 良太	4 分団長 弓削 孝儀	A8、A14	
18 部部長 鶴 勝嘉		A5、A6、A13、A14、A21	
19 部部長 梅本 裕史			
20 部部長 園田 竜馬	5 分団長 江田 潤一	A4、B5	
21 部部長 田中 宏明		A2～3、B4	
22 部部長 市来 和也			
23 部部長 牛島 剣士		A1	
14 部部長 山中 悠司	6 分団長 野村 泰一	A11	
15 部部長 肥後橋 良太		A9	
16 部部長 黒石 唯人			
24 部部長 ハリ・バ・ハト・ウ ール・バンデ・イ			

比較的小規模な災害時の自主避難所は各行政区公民館とする。

- ・公共施設の避難場所については、災害の種類によって異なるため、避難場所一覧(P44)により開設を行う。
- ・保健福祉センターについては、長延川の水位状況を踏まえ、避難所開設を行う。
- ・小椎尾・逆瀬谷・梯・鬼ノ渕・馬場・内田の公民館については、土石流発生の危険性がある場合は自主避難所の開設は行わない。

第7章 災害時における企業との協定書

1 物資の供給に関する協定書

○福岡八女農業協同組合本店

八女市本村 420-1 TEL0943-23-1155 (総務人事課長)

内容…食糧・食器類・日用品、雑貨品・光熱材料・資機材等

○福岡県八女地区LPガス協会

八女市大島 177-1 TEL0943-23-3252)

連絡先 (有) 東プロパン TEL32-0160・立山プロパン (有) TEL32-0067

内容…LP ガス供給・炊出し用資材貸出し

○(有) 大宝観光バス

広川町大字日吉 684-3 TEL0943-32-7771

内容…救援者輸送業務等

○(公社) 福岡県トラック協会

福岡市博多区博多駅東 1-18-18 TEL092-451-7845

内容…災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務

○日之出紙器工業(株)

鹿児島県日置市伊集院町麦生田 2158

連絡先 福岡工場 TEL32-0381 (営業部総括兼第二課長)

内容…段ボールシート・段ボールケース・段ボール簡易ベット 等

○広川町商工会

広川町大字日吉 1164 - 6 TEL0943-32-0344

内容…商工会加盟事業所にて対応可能な物資等の供給

○九州ベストフーズ(株)

広川町大字日吉 523-24 TEL0943-32-3365

防災備蓄用食料品

○(株) アトル

筑後市野町 520-1 TEL0942-53-7073

内容…対応可能な医薬品等の供給

○(株) ゼンリン 九州第一エリア統括部

福岡市博多区祇園町 1-1 TEL092-281-7201

内容…住宅地図・広域図

○西日本電信電話(株)

福岡市博多区博多駅東 3-2-28 TEL092-476-6161

内容…特設公衆電話の設置・利用

○吉永商店(株)

八女郡広川町大字一條 1425-1 TEL0942-53-2554

内容…廃棄物の収集運搬処理

○広川町社会福祉協議会

八女郡広川町大字新代 2165-1 TEL0943-32-3768

内容…緊急救援輸送時車両貸出

○広川郵便局・上広川郵便局

八女郡広川町大字新代 1867-2 Tel0943-32-0042 他

内容…郵便局ネットワークを活用した情報収集・情報交換・広報活動

○ホームプラザナフコ 八女店

八女市大字本村 79-1 Tel0943-23-7181

内容…日用品、作業用品、飲料水、冷暖房機器等

2 災害時避難所施設利用に関する協定書

○社会福祉法人 久英会 若久シニアビレッジ（特別養護老人ホーム 若久園）

広川町大字新代 1389-8 Tel0943-32-2121

○医療法人繁桜会 横田病院

広川町大字新代 1428-94 Tel0943-32-1115

3 災害時医療救護活動に関する協定

○一般社団法人 八女筑後医師会 八女市本村 656-1 Tel0943-22-4141

大規模災害発生時の医療救援活動

4 災害時等における施設利用の協力に関する協定

○福岡八女農業協同組合本店

八女市本村 420-1 Tel0943-23-1155（総務人事課長）

支援物資保管集積拠点場所の利用

5 災害時におけるライフライン（電力）復旧に関する協定

○九州電力送配電株式会社

八女配電事業所 0943-23-2427 久留米配電事業所 0942-37-5538

道路啓開、電力復旧、【町】施設・資材置場の提供

6 防災パートナーシップに関する協定

○九州朝日放送株式会社

福岡市中央区長浜 1 丁目 1 番 1 号 Tel092-761-7610

災害発生時のTV・ラジオ放送

7 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定

○福岡県行政書士会

福岡市博多区東公園 2 番 31 号 Tel092-641-2501

被災者支援のための行政書士業務

※物資の供給に関する協定内容については、参考資料（P42、43）記載。

第8章 輸送路の確保

1 県道輸送回路

八女県土整備事務所長より、県道輸送路の使用ができない状況になった連絡を受けた場合、町民及び通行者に対し、防災行政無線及びその他の方法にて周知を図る。

2 町道輸送確保

町道輸送路についても、県道と同様に周知を図るとともに、その迂回路を指示するものとする。

第9章 水防報告と記録

水防活動或は水防訓練の結果について、水防法第47条の規定に基づき指定報告書様式により八女県土整備事務所長へ報告する。

第10章 その他

1 避難および立退

- ①水防法第29条による立退命令権者は水防管理者とする。
- ②避難等については、防災行政無線、メール、広報車及び行政区長等を通じ、住民に対し周知徹底を図る。
- ③避難・救助、防疫等の関連については、県及び関係機関と充分協議しておくものとする。

2 水防信号【水防法第20条第1項】

水防信号（福岡県において水防に用いる信号は次表による。）

種 類	説 明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒・約15秒・約5秒 ○- 休止 ○-
第二信号	水防団員及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒・約6秒・約5秒 ○- 休止 ○-
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒・約5秒・約10秒 ○- 休止 ○-
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱 打	約1分・約5秒・約1分 ○- 休止 ○-

- ① 信号は適宜の時間持続する。
- ② 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
- ③ 危険解除を確認したときは、防災無線連絡により周知させる。

3 広川防災ダム操作規程（河川法第47条の規定による管理）

第2節 放流の際にとるべき措置等

第3節 洪水時における措置に対する特則

「放流及び余水吐からの自然越流により、下流に危害が生ずる恐れがある場合は、サイレン及び警報車の拡声機により一般に周知を行うものとする」と規定。

広川防災ダムサイレン設置場所

サイレンの設置所	サイレンの位置	サイレンの設置所	サイレンの位置
広川ダム管理事務所	広川町大字水原 4545	馬場警報局	広川町大字水原 1438-4
梯警報局	広川町大字水原 4439-1 地先	一応警報局	広川町大字水原 15-1
鬼ノ淵水位観測・警報局	広川町大字水原 1838		

(関係機関団体)

名 称	番 号	所在地	名 称	番 号	所在地
福岡県	092	福岡市	陸上自衛隊久留米駐屯地	0942-43-5391(内 608)	久留米市
消防防災指導課	641-4734		陸上自衛隊小郡駐屯地	094272-3161	小郡市
河川管理課	643-3690		NTT 西日本福岡支店 災害担当	092714-8200	福岡市
道路維持課	643-3656				
砂防課	643-3679				
市町村支援課	643-3073				
筑後農林事務所	094252-5642	筑後市	九州電力送配電株(株)久留米配電事業所	094232-4471	久留米市
八女県土整備事務所	094322-6982	八女市	九州電力送配電株(株)八女配電事業所	094322-7780	八女市
八女総合庁舎監視室	094322-6999	八女市	姫野病院	094332-3611	新代
南筑後保健福祉環境事務所	094322-6971	八女市	広川病院	094332-2001	新代
福岡管区気象台	092725-3604	福岡市	横田病院	094332-1115	新代
佐賀地方気象台	095232-7026	佐賀市	馬場病院(脳神経外科)	094332-3511	新代
八女消防本部	094324-0119	八女市	公立八女総合病院	094323-4131	八女市
筑後地域消防指令センター	094241-0411	久留米市	久留米大学医療センター	094222-6111	久留米市
広川消防署	094332-2119	新代	久留米総合病院	094233-1211	久留米市
八女警察署	094322-5110	八女市	久留米大学病院	094235-3311	久留米市
広川交番	電話なし 上記へ連絡	新代	R K B 毎日放送	092852-6666	福岡市
福岡国道事務所久留米維持出張所	092405-0482	久留米市	T N C 西日本放送	092852-5555	福岡市
八女市役所防災安全課	094323-1731	八女市	F B S 福岡放送	092532-1111	福岡市
〃 上陽支所	094354-2211	八女市 上陽	K B C 九州朝日放送	092721-1234	福岡市
筑後市役所	094253-4111	筑後市	T V Q 九州放送	092262-0077	福岡市
久留米市役所	094230-9000	久留米市	N H K 福岡放送局	092724-2800	福岡市

名 称	番 号	名 称	番 号
県災害対策本部	040-700-7500 040-700-7501 040-700-7502 040-700-7503 040-700-7504	県災害対策本部 F A X	040-700-7390 040-700-7391 040-700-7392
県 防災危機管理局 宿直室	040-700-2497	八女消防本部 情報指令班	040-700-78 663-70
県 消防防災指導課 防災指導係	040-700-2494	〃 情報指令班 F A X	040-700-78 663-75
県 河川管理課	040-700-4528	筑後消防本部 指令室	040-700-78 664-70
県 砂防課	040-700-4563	筑後消防本部 指令室 F A X	040-700-78 664-75
県 防災企画課 防災情報係	040-700-2485 040-700-7024	八女市役所 防災安全課	040-700-78 210-70
県 消防防災指導課 消防係	040-700-7025 040-700-2492	筑後市役所 防災安全課	040-700-78 664-74
久留米広域消防本部 情報指令課	040-700-78 658-70	久留米市役所防災対策課	040-700-78 203-70
〃 情報指令課 F A X	040-700-78 658-75		

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備工事が完了し、
2019年度より運用開始。

水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定による広川町水防協議会条例を次のように制定する。

広川町水防協議会条例

広川町条例第9号
昭和35年7月21日

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議させるため、広川町水防協議会（以下「協議会」という）を置く。

第2条 会長は、町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

第3条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故あるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第4条 関係行政機関の職員の委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 町長において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

第5条 会長は、会員を召集し、その議長となる。

第6条 協議会は委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 協議会に幹事及び書記若干名を置き、会長がこれを命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第8条 会長、委員、幹事及び書記の費用弁償並びにその支給方法は、町長が別に定める。

第9条 この条例に定めるもの及び協議会が自ら定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

広川町水防協議会委員名簿

会 長	広川町長	氷 室 健 太 郎
委 員	広川町副町長	
〃	広川町政策監	丸 山 信 夫
〃	教育長	富 山 拓 二 郎
〃	消防団長	原 和 敏
〃	消防団 副団長	野 中 優 道
〃	消防団 副団長	富 久 勝 弥
〃	消防委員長	池 尻 浩一
〃	広川消防署長	野 中 誠
〃	議会議長	光 益 良 洋
〃	副議長	栗 原 福 裕
〃	総務産業常任委員長	山 下 茂
〃	厚生文教常任委員長	丸 山 幸 弘
〃	八女警察署 地域課長	潮 慎一郎
〃	区長会代表 長延上区長	山 村 光 重
〃	区長会代表 太原区長	丸 山 克 二
〃	区長会代表 牟礼区長	江 口 也 文
〃	女性団員代表	石 橋 磨 紀
幹 事	企画課長	井 上 新 五
〃	総務課長	鹿 田 健
〃	議会事務局長	丸 山 順 子
〃	住民課長	樋 口 尚 寿
〃	福祉課長	小 松 朋 雄
〃	環境課長	前 田 武 博
〃	税務会計課長	中 島 久 見
〃	建設課長	園 田 和 広
〃	産業課長	山 下 誠 紀
〃	子ども課長	才 所 潤 一
〃	生涯学習課長	萩 尾 勝 昭

類	発 表 の 基 準
大雨注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準 16 土壌雨量指数基準 140
洪水注意報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準 9.6（広川流域）
大雨警報 （浸水害） （土砂災害）	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準 28 土壌雨量指数基準 190
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準 12（広川流域）
記録的短時間 大雨情報	1 時間雨量 110 mm
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。

（注） 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

○表面雨量指数

地表面に溜まっている雨水量を数値化し、浸水害の危険度の高まりを示す指数。

○土壌雨量指数

土壌中に溜まっている雨水量を数値化し、土砂災害の危険度の高まりを示す指数。

○流域雨量指数

対象となる地域、上流域の雨水量を数値化し、洪水の危険度の高まりを示す指数。

■避難情報に関するガイドライン

令和元年台風 19 号における豪雨では同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した。避難をしなかった、避難が遅れたことによる被災や、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えない。また、避難勧告で避難しない人が多い中で、警戒レベル 4 の中に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置付けられ、わかりにくいという課題が顕在化した。このため災対法を改正し、避難指示に一本化し、「避難勧告等に関するガイドライン」を「避難情報に関するガイドライン」として改定した。

	住民等が とるべき行動	広川町が発令する 避難情報など	気象庁などが発表する 防災気象情報
警戒 レベル 5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報など
警戒 レベル 4	危険な場所から 全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報など
警戒 レベル 3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報など
警戒 レベル 2	自らの避難行動を確認		各種注意報など
警戒 レベル 1	災害への心構えを高める		早期注意情報 警報級の可能性など

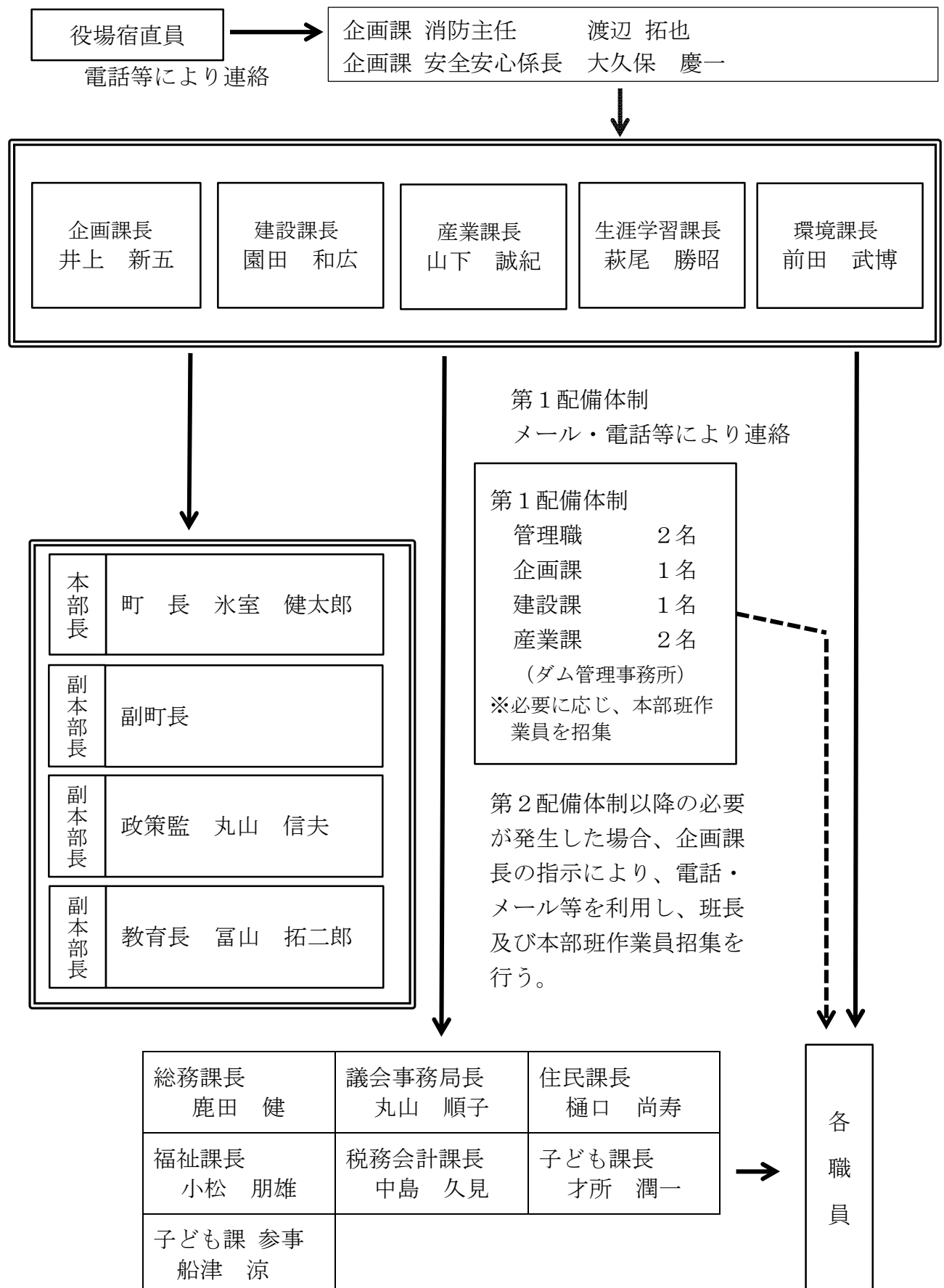
①町は気象情報だけでなく、河川の水位や小規模な災害の発生状況など、様々な情報をもとに避難情報を発令する判断を行う。必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるわけではなく、住民は自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとらなければならない。

②避難指示は、住民の生命や財産などに被害が発生する恐れのある地域の住民に対して避難を呼びかける。

③洪水で警戒レベル 4 が既に出ている中で、土砂災害で警戒レベル 3 が出る場合、洪水の危険性が 4 から 3 に下がったわけではなく、洪水は 4 のままで、土砂災害の 3 が追加され、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があり、災害の危険度がかなり高まったと捉えなければならない。

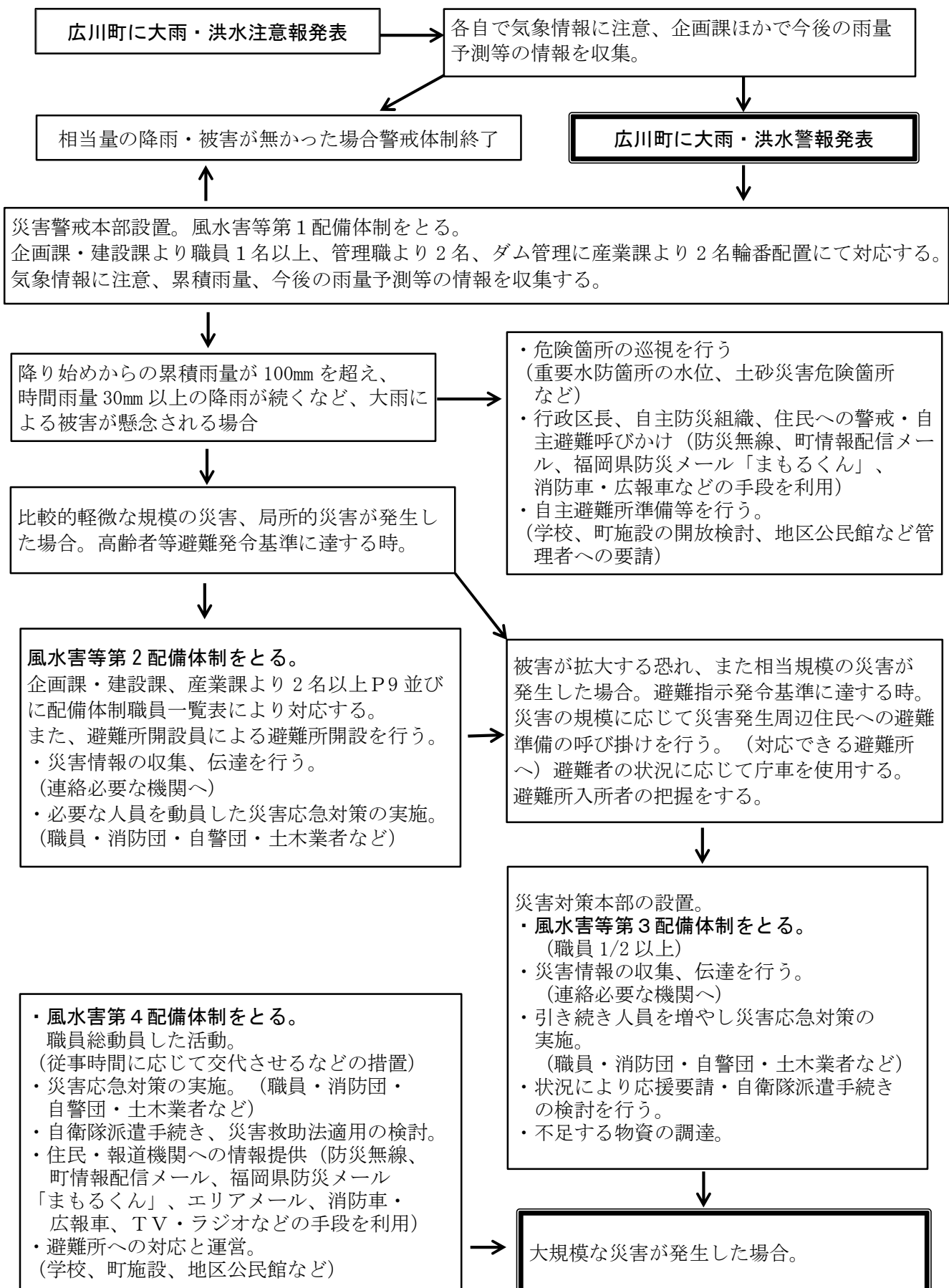
別表

※勤務時間外に災害など緊急事態が発生した場合の緊急連絡体系図



大雨に対する対応

(詳細は地域防災計画・水防計画・避難情報の発令基準を参照してください)



参考：●広川町役場職員 災害対応マニュアル

1 災害の種類

風水害、地震災害、その他大規模火災、事故災害など

2 職員参集について

災害警戒本部は企画課長（連絡がとれない時は建設課長）の指示により設置する。

災害対策本部は町長（連絡がとれない時は副町長、政策監、教育長、企画課長の順で意思決定）の指示により設置する。

●勤務時間内

庁舎内放送等により災害対策本部等関係職員、災害配備体制の参集を呼びかける。

●勤務時間外

緊急連絡網による参集。（一般電話、携帯電話、携帯電話への一斉メール等を利用。）

または災害状況に応じた職員による自主参集。（TV、ラジオ等情報による。地震の場合は次頁のように各震度により参集人数を計画） 参集場所は原則として本庁舎とする。

○水防時警戒体制基準

概ね下記のとおりとするが、深夜など状況が把握しにくい場合は、広川消防署、役場宿直員により企画課担当職員へ第1報の連絡をしてもらう。

- ・広川消防署は、ダムの雨量（雨量情報 3 2 - 0 6 4 6）などの状況に応じ、企画課担当職員に連絡をする。役場宿直員も県防災端末（FAX）による緊急連絡情報を企画課職員に連絡する。

○水防時警戒体制基準（大雨洪水警報が広川町に発令された場合、企画課・建設課より職員各1名以上、管理職・産業課（ダム管理）より2名輪番配置にて対応する。）

○警戒基準は概ね下記のとおりとするが、危険箇所等の状況に応じて対応する。

区分	警戒体制	雨量の目安（概ね）
第1 警戒体制	○防災パトロールを実施する。 ○行政区長、自主防災組織等に警戒活動を要請する。 ○必要に応じて警戒区域の設定を行う。	○前日までの連続雨量が100ミリ以上あった場合で当日の日雨量が50ミリをこえたとき ○前日までの連続雨量が40～100ミリあった場合で当日の日雨量が80ミリをこえたとき ○前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100ミリをこえたとき
第2 警戒体制	○必要に応じて住民等に避難準備を行うよう広報を行う。 ○必要に応じて災害対策基本法に基づく避難指示を行う。	○前日までの連続雨量が100ミリ以上あった場合で当日の日雨量が50ミリをこえ、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降り始めたとき ○前日までの連続雨量が40～100ミリあった場合で当日の日雨量が80ミリをこえ、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降り始めたとき ○前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100ミリをこえ、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降り始めたとき

注）連続雨量：降り始めから降り終わり（前後24時間以上降雨がないとき）の降雨を累積した降雨量。

時間雨量：10分ごとに計測した60分間の雨量

○地震の場合

震度 4	…	地震第 1 配備（防災担当職員：企画課・建設課・産業課より 1 名以上）※別に課長級の職員・配備職員・本部作業班員及び避難所開設員は必ず参集。
震度 5 弱	…	地震第 2 配備（以下の課より 2 名以上：企画課・建設課・産業課。 次の課から 1 名以上：総務課・福祉課・環境課・子ども課・生涯学習課） ※別に課長級の職員・本部作業班及び避難所開設員は必ず参集。
震度 5 強	…	地震第 3 配備（職員の約 1/2：毎年配備要員名簿を作成する。） ※別に課長級の職員・本部作業班及び避難所開設員は必ず参集。 ※緊急避難所開設員は参集せずに担当の指定避難所へ直接向かい、 開錠後、避難所の安全確認を行い、開設の可否を確認する。
震度 6 弱以上	…	地震第 4 配備（職員全員）

3 初動期の活動（発生時 1 時間以内）

地域防災計画に記載している各班（課・局・室）の事項を行う。

まずは自己の安全を確保し、その後は人命最優先で活動を行う。

日頃より各職員は各自の任務を把握しておくこと。

●震災その他緊急災害時

- (1) 参集等の為の連絡または自己参集。災害対策本部の設置。
- (2) 町民への防災行政無線等による放送を 10 分以内目標に行う
（地震震度によっては避難誘導等の放送）
職員の中で、企画課職員を中心に放送担当者を決定しておく。
平常時より研修・訓練しておき、緊急時には、別に定める放送マニュアルにより放送する。一刻も早い放送が必要な時は、常時勤務の八女消防本部通信指令室に要請する。または同指令室が自主的に放送する。（町防災無線親局は非常電源、各スピーカーは非常用バッテリー設備を設置している）
- (3) 防災端末等による情報収集
- (4) 関係機関との連絡・報告（消防本部・消防団・警察署・他自治体・県機関・学校・区長等。状況に応じて応援、自衛隊派遣依頼を行う）。
- (5) 災害時要配慮者の所在把握（民生委員等による）
- (6) 被害情報の収集
（参集途中で聞きしことの記録、車両を含めたパトロール隊の配備）
- (7) 各職員への連絡、参集要請
- (8) 配備表の準備
- (9) 避難所の準備（施設関係者へ連絡、日頃より連絡先、鍵の所在を把握しておく）
- (10) 資機材・用品の準備、調達（日頃より備蓄、調達先を明確化しておく）
- (11) 報道関係機関への対応（情報の提供）
- (12) 医療機関への連絡、救護所の開設

●風水害等

- (1) 参集等の為の連絡または自己参集。災害対策本部の設置。
- (2) 町民への防災行政無線等による放送。(風雨量に応じ、危険区域には早めの自主避難誘導等)
- (3) 防災端末等による情報収集
- (4) 関係機関との連絡・報告。(消防本部・消防団・警察署・他自治体・県機関・区長等。
状況によっては自衛隊派遣依頼を行う)
- (5) 災害時要配慮者の所在把握。(民生委員等による)
- (6) 被害情報の収集(参集途中で見聞きしたこと、車両を含めたパトロール隊の配備)。
- (7) 各職員への連絡、参集要請
- (8) 配備表の準備、記録
- (9) 避難所の準備。(関係者へ連絡、日頃より連絡先、鍵の所在を把握しておく)
- (10) 資機材・用品の準備、調達。(日頃より備蓄、調達先を明確化しておく)
- (11) 報道関係機関への対応。(情報の提供)
- (12) 医療機関への連絡、救護所の開設

4 災害発生から概ね1時間後以降に行う活動

- (1) 初動期の活動を引き続き行う
- (2) 優先すべき活動の決定
- (3) 消火、救出、障害物除去、復旧作業
- (4) 医療活動
- (5) 二次災害の防止(危険箇所の点検など)
- (6) 行方不明者の搜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 被害状況の整理
- (9) 避難所の運営、避難者の把握
- (10) 広報活動(状況説明等)
- (11) 給水、食糧、生活用品等資材の準備
- (12) 災害救助法の適用についての検討

5 その他

- ・各職員は平常時より緊急連絡先(一般電話、携帯電話等)の把握に努める。
- ・庁車等の町備品の点検は、定期的に行う。
- ・以下の点について日頃より行政区長、分館長、衛生班長、民生委員等と情報交換しておく。
 - (1) 避難所の開設について(連絡先の把握、鍵の所在、炊き出しへの協力)。
 - (2) 災害時要配慮者の把握、救出について。
 - (3) 自主防災組織活動による協力。
 - (4) 避難者の把握。
 - (5) インターネット等による防災情報の入手について

以下のようなシステムがありますので、登録・活用してください。

①福岡県「防災メール・まもるくん」

「防災メール・まもるくん」には、避難指示などの防災情報や不審者事件などの安全情報をメールで届ける「自治体の発表情報」と、県内の防災気象情報を携帯メールで届ける「地震・気象情報」、生活に役立つ情報を届ける「生活情報」、そして万一の時にあなたの安否を家族に知らせることのできる「安否確認メール」の3つのサービスがあります。

「自治体の発表情報」では、自分の居住地の他に2ヶ所の対象地域を指定することができ、通勤、通学に使う地域を登録したり、知人や親戚の住所などを登録しておくで安心です。

震度5以上の地震や津波の到着があった場合や、福岡県からのお知らせとして「安否確認メール」が送られます。

このメールの本文中のURLにアクセスすることで、事前に登録した家族・知人などのメールアドレス(最大5件)にあなたの安否を簡単に知らせることができます。
【登録はこちらから】



福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」

「防災メール・まもるくん」より新たに強化した主な機能は、

- ・「現在地」及び登録した県内市区町村の気象警報・避難情報等の配信
- ・知りたい避難所情報を「地図上」でわかりやすく配信
- ・いざというときに、とるべき行動を「イラスト」で配信

また、大きな文字表示と簡単操作で、子どもから高齢者まで幅広く、誰にも親しみやすいアプリになっています。

【ダウンロードはこちらから】

Google Play



App Store



【対応 OS】 Android バージョン 8.0 以降 iOS バージョン 11.0 以降

【利用料金】 メール、アプリともに無料 ※通信料等は別途かかります。

②福岡県土砂災害危険度情報・河川防災情報ホームページ

土砂災害危険箇所情報・雨量情報（長延の数値）や河川水位情報（知徳の数値）が入手できます。

http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis_top/

③広川町情報（防災）配信メール

あらかじめ登録されたアドレスへ一括して、防災情報を配信します。

携帯電話の電子メールの送受信が可能であれば、登録が出来ます。

●緊急速報メール（エリアメール）連動 ※避難情報等は町発信操作

携帯電話会社がサービス提供している緊急速報メール。町が配信する災害や避難情報などを広川町内にいる人の携帯電話に一斉配信するサービスで、エリアメールが配信されると、携帯電話の画面に緊急情報が自動的に表示され、専用の警報着信音とバイブレーションにてお知らせします。（NTT ドコモ, ソフトバンク, a u, rakuten）

【登録はこちらから】



【利用料金】 無料 ※通信料等は別途かかります。

※ 携帯電話を利用されていない方などには電話音声案内、FAX送信を行っています。
企画課安全安心係 0943-32-1196 へご連絡ください。

※ 気象状況により小中学校の休校・登下校時間に急な変更があった場合、各学校より保護者へメール、アプリにて連絡するが、必要に応じて防災行政無線放送・メール配信を行います。

第7章関係 災害時における物資の供給に関する協定内容一覧

○福岡八女農業協同組合

種 類	物 資 名
食 糧	パン、牛乳、各種缶詰、ソーセージ、菓子類、粉ミルク、インスタントラーメン、弁当、ジュース、お茶、水、米、味噌、醤油、砂糖、マヨネーズ、塩等、各種野菜、玉子
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨品	チリ紙、ティッシュ、ウェットティッシュ、紙オムツ、軍手、ガムテープ、ライター（使い捨てライター等）、石鹼、洗濯石鹼（粉）、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品、マスク、タオル
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク、各種燃料
資 機 材	ビニールシート、ポリタンク

○福岡県八女地区L P ガス協会

物資の名称	緊 急 対 応
燃料（L P ガス）	1 災害時に指定場所へのL P ガスの供給及び消費設備の構築 2 災害時に町から指定された場所のL P ガス設備の安全点検及び復旧工事の実施
炊き出し用資機材	1 避難所等への炊き出し用大型鍋・L P ガス等一式の貸し出し （福岡県八女地区L P ガス協会3台保管）

○（有）大宝観光バス

緊 急 対 応
救援者輸送業務等

○（社）福岡県トラック協会

緊 急 対 応
災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務

○日之出紙器工業（株）

物資の名称	緊 急 対 応
段ボール製品	1 段ボールシート及び段ボールケースなど要請のサイズにて供給 2 段ボール製簡易ベット 3 その他乙の取扱い商品

○広川町商工会

緊 急 対 応
商工会加盟事業所にて対応可能な物資等の供給

○九州ベストフーズ（株）

物資の名称	緊 急 対 応
食料品	1 防災備蓄用食料品 2 その他乙の取扱い商品

○（株）アトル

緊 急 対 応
対応可能な医薬品等の供給

○(株)ゼンリン 九州第一エリア統括部

平常時より
住宅地図・広域図

○西日本電信電話(株)

緊 急 対 応
特設公衆電話の設置・利用指定(P44の指定緊急避難所・指定避難所に配線工事済) 発信用のみの利用・通話無料 専用電話機は広川町負担

○吉永商店(株)

緊 急 対 応
廃棄物の収集・運搬・処理

○広川町社会福祉協議会

緊 急 対 応
緊急救援輸送時車両貸出 (山間部住民)

○広川町郵便局

緊 急 対 応
緊急車両の提供、避難先リスト等の情報相互提供 郵便局ネットワークを活用した工法活動 道路等の損傷状況の町への情報提供 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 避難所における臨時の郵便差出箱の設置、郵便物の収集・交付 ゆうちょ銀行の非常払、かんぽ生命保険の非常取扱

○ホームプラザナフコ 八女店

種 類	物 資 名
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋(使い捨て) バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水 関 係	飲料水(ペットボトル)、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

○福岡八女農業協同組合

支援物資保管集積拠点場所の利用
下広川選果場、上広川選果場

○九州電力送配電株式会社

緊 急 対 応
道路啓開、電力復旧、【町】施設・資材置場の提供

避難場所一覧表

災害の恐れがある場合、又は災害が発生した場合は、状況に応じて避難所を開設する。

・指定緊急避難場所【◎】 広川町産業展示会館・広川町古墳資料館・広川中学校（屋内運動場・武道場）・上広川小学校（屋内運動場）・中広川小学校（屋内運動場）・広川町町民交流センター・広川町防災拠点施設を指定緊急避難場所として設定する。

・指定避難所【○】については、下表の災害の状況に応じて、箇所数・場所（部屋）を決定し、開設を行う。

指定		名称	建築年	対象とする異常な現状の種類							地震構造			住所等
緊急避難場所	避難所			洪水	内水氾濫	地震	大規模な火事	がけ崩れ	土石流	地すべり	構造	周囲	周囲概要	
◎	○	広川町産業展示会館（大研修室）	H2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	幹線道路 危険建物無し	広川町大字日吉 1164-6 0943-32-5555
◎	○	広川町古墳資料館（2F会議室）	H6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	危険建物無し	広川町大字一條 1436-2 0942-54-1305
◎	○	広川中学校（屋内運動場）	H22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	避難路4方向 危険建物無し	広川町大字久泉 837 0943-32-0132
◎	○	広川中学校（武道場）	H24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	避難路4方向 危険建物無し	広川町大字久泉 837 0943-32-0132
◎	○	上広川小学校（屋内運動場）	S54	○	○	○	○	○	○	○	○	△	避難路3方向 危険建物有り	広川町大字水原 959-1 0943-32-0139
◎	○	中広川小学校（屋内運動場）	S60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	避難路4方向 危険建物無し	広川町大字新代 1705 0943-32-0039
◎	○	広川町町民交流センター	H26	○	△	○	○	○	○	○	○	○	避難路3方向 危険建物無し	広川町大字新代 1965-1 0943-32-1441 子育て支援センター
	○	広川町保健・福祉センター	H8	△	△	○	△	○	○	○	○	○	避難路3方向 危険建物無し	広川町大字新代 2165-1 0943-32-3768
	○	下広川小学校（屋内運動場）	R2	△	△	○	○	○	○	○	○	○	避難路3方向 危険建物無し	広川町大字広川 1426-1 0942-53-3827
◎		広川町防災拠点施設 広川町役場新庁舎	R4	○	△	○	○	○	○	○	○	○	避難路3方向 危険建物無し	広川町大字新代 1804-1 0943-32-1111

（○…影響無し・△…想定される被害が比較的少ない施設・×…立地及び施設構造等により被害を受ける恐れがある施設）

※現在の庁舎解体後に整備する新駐車場については、大規模災害発生後の救援物資の受け入れ、配給、炊き出し等に活用する。なお、自衛隊・消防・警察・国・県などの防災機関、および災害協定を締結している民間事業所などの応援者車両の駐車スペースを確保する。

要配慮者利用施設について

要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する計画の作成し、作成した計画について広川町の関係する部署に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。

土砂災害警戒区域内及び洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

施設名	所在地	土砂災害 警戒区域	洪水浸水 想定区域
介護老人保健施設 舞風台 ユニットケア棟	広川町大字水原 1498 番地 ※警戒区域にかかる建物 については通常未使用。	○ イエローゾーン ※擁壁設置済	—
有料老人ホーム 姫野タワー棟	広川町大字新代 2316 番地	—	○ 0.5m～3.0m
有料老人ホーム ナーシングホーム奏	広川町大字新代 2316 番地	—	○ 0.5m～3.0m
有料老人ホーム 歌楽楽	広川町大字新代 2203 番地	—	○ 0.5m～3.0m
姫野病院 通所 リハビリテーションセンター	広川町大字新代 2316 番地	—	○ 0.5m～3.0m
広川町社会福祉協議会	広川町大字新代 2165 番地 1	—	○ 0.5m～3.0m
上広川保育園	広川町大字水原 1420 番地 1	—	○ 0.5m～3.0m
広川町子育て支援センター	広川町大字新代 1965 番地 1	—	○ 0.5m～3.0m
広川幼稚園	広川町大字新代 616 番地	—	○ 0.5m未満
はなまる保育園	広川町大字新代 2343 番地	—	○ 0.5m未満
保育園 おひさま	広川町大字太田 410 番地 3	—	○ 0.5m未満
八女地区病児・病後児 保育施設 おひさま	広川町大字太田 410 番地 3	—	○ 0.5m未満
就労継続支援 A 型事業所 さんふらわあ広川	広川町大字六田 117 番地 1	—	○ 0.5m未満
広川福祉会 就労継続支援 B 型 夢と希望	広川町大字新代 2165 番地 1	—	○ 0.5m～3.0m
NPO 法人 KIHON HIRO キッズ	広川町大字川上 57 番地 6	—	○ 0.5m～3.0m